

第五十五回 参議院内閣委員会會議録第六号

昭和四十二年五月九日(火曜日) 午前十時五十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
伊藤 顕道君

委員

源田 実君
柴田 栄君
船田 謙君
三木與吉郎君
森 八三二君
山本茂一郎君
北村 暢君
中村 英男君
前川 旦君
多田 省吾君
中沢伊登子君

國務大臣

外務大臣 三木 武夫君
文部大臣 朝木 亨弘君
國務大臣 二階堂 進君
増田甲子七君

政府委員

防衛庁経理局長 大村 筆雄君
防衛施設庁総務部長 財満 功君
科学技術庁長官 小林 貞雄君
官房長 齋藤 鎮男君
外務大臣官房長 岩間英太郎君
文部大臣官房長 伊藤 清君

事務局側

常任委員専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国の防衛に関する調査(昭和四十二年防衛庁関係予算に関する件)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る三月十八日予備審査のため付託されました。

それでは、まず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。

二階堂科学技術庁長官。

○國務大臣(二階堂進君) ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、科学技術庁の附属機関であります航空宇宙技術研究所に関する事務を、振興局の所掌から研究調整局の所掌に移すことであります。

従来、宇宙利用の推進及び航空に関する事務は研究調整局の所掌とされておりましたので、この際航空技術及び宇宙科学技術の向上のために必要な試験研究を行なっている航空宇宙技術研究所に関する事務をも同局にあわせ持たせることにより、宇宙開発及び航空技術の一そう能率的な推進をはかるための体制整備を行なうこととしたものであります。

第二は、科学技術庁の附属機関である金属材料技術研究所におきまして、金属材料等の品質の改善をはかるための研究のほか、必要な試験を行なうとともに、委託に応じ、これらの研究及び試験を行なうことができることとするのであります。

現在、金属材料技術研究所は、金属材料等の品質の改善をはかるため必要な研究を行なっております。しかし、最近金属材料等の強度に関する試験を、国の機関において集中的に行なうよう産業界等から強く要望されており、また受託研究に対する要望も多うございますので、右の改正を行なうものであります。

改正の第三は、科学技術庁の附属機関である宇宙開発推進本部におきまして、委託に応じて人工衛星の追跡業務を行なうことができることとし、かつ同本部沖縄電波追跡所を設置し、これに勤務する職員に、在勤手当を支給することとする等を内容とするものであります。

宇宙開発推進本部は、みずから試作したロケット及び人工衛星については、その打ち上げ及び追跡を行なうことになつておりますが、東京大学が昭和四十二年度に打ち上げる予定の人工衛星につきましても、同本部がその追跡を一元的に行なうことといたしました。

また人工衛星の追跡業務遂行のための一環として、地理的に最適である沖繩に、同本部沖縄電波追跡所を設置することとするほか、ロケット発射施設を設置するため、所要の地に支所を置くこととしたのであります。

さらに沖縄電波追跡所に勤務する職員が、その職務を円滑に遂行できるように、総理府日本政府南方連絡事務所に勤務する職員に準じて、在勤手当を支給するなどの特例を設けるため、所要の改正を行なうものであります。

第四は、科学技術庁の職員の定員を改めることでありまして、科学技術庁附属研究機関の拡充強化をはかる等の必要から、定員九十八人を増加し、新定員を二千三人に改めるものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

科学技術振興に関する皆さまの深い御理解をもちまして、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る三月十六日予備審査のため付託されました。

それでは、まず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。

朝木文部大臣。

○國務大臣(朝木亨弘君) 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、文部省の附属機関として京都国立近代美術館を設け、本省の学術奨励審議会の名称及び目的を改めるとともに、文部省の職員の定員を改めようとするものであります。

まず、京都国立近代美術館の設置について申し上げます。

従来、国立近代美術館は、東京都に本館を、京都市にその分館を置き事業を行なつてまいりましたが、このたび京部分館を京都国立近代美術館として独立の附属機関とし、これに伴い本館を東京国立近代美術館としようとするものであります。

京部分館は、長らく国立美術館の設置を要望し続けてきた京都市が昭和三十七年施設を提供し、同市岡崎公園内に設置を見たものであります。従来、内容ともに年々整備充実し、独立館と変わらぬ活動を果たしてまいりました。また、昨年、京都国際会議場の開設に伴い、多数の外国人鑑賞者を迎え、さらに近く日本万国博覧会開催のこともあ

るものと、委託に応じ、これらの研究及び試験を行なうことができることとするのであります。

現在、金属材料技術研究所は、金属材料等の品質の改善をはかるため必要な研究を行なっております。しかし、最近金属材料等の強度に関する試験を、国の機関において集中的に行なうよう産業界等から強く要望されており、また受託研究に対する要望も多うございますので、右の改正を行なうものであります。

改正の第三は、科学技術庁の附属機関である宇宙開発推進本部におきまして、委託に応じて人工衛星の追跡業務を行なうことができることとし、かつ同本部沖縄電波追跡所を設置し、これに勤務する職員に、在勤手当を支給することとする等を内容とするものであります。

宇宙開発推進本部は、みずから試作したロケット及び人工衛星については、その打ち上げ及び追跡を行なうことになつておりますが、東京大学が昭和四十二年度に打ち上げる予定の人工衛星につきましても、同本部がその追跡を一元的に行なうことといたしました。

また人工衛星の追跡業務遂行のための一環として、地理的に最適である沖繩に、同本部沖縄電波追跡所を設置することとするほか、ロケット発射施設を設置するため、所要の地に支所を置くこととしたのであります。

さらに沖縄電波追跡所に勤務する職員が、その職務を円滑に遂行できるように、総理府日本政府南方連絡事務所に勤務する職員に準じて、在勤手当を支給するなどの特例を設けるため、所要の改正を行なうものであります。

第四は、科学技術庁の職員の定員を改めることでありまして、科学技術庁附属研究機関の拡充強化をはかる等の必要から、定員九十八人を増加し、新定員を二千三人に改めるものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

り、国際的な観点からも、これをすみやかに独立させ、その整備をはかる必要があります。他方、本館と遠隔地にある関係上事務処理が敏速を欠くさらいもありましたので、この際、これを独立の附属機関としたものであります。京都国立近代美術館の設置により、わが国において近代美術に対する国民の理解と鑑賞の機会が一段と期待されるのであります。

次に、本省に置かれております学術奨励審議会の改組について申し上げます。

同審議会は、学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議する機関として、科学研究費補助金の配分、学術用語の制定等のいわば実務的な事業の執行に関する調査審議を行なっておりますが、一方、最近の学術研究の進展と規模の拡大に対処して学術研究の一その発展をはかるためには、総合的、長期的な見通しのもとに、学術振興に関する方策を策定し、これに基づいて具体的な措置を講ずることが必要となつてきております。よつて、学術奨励審議会にかえて、学術に関する重要事項を調査審議する学術審議会を設けることいたしました。また、この際、従来の審議会の組織を簡素化、合理化することとしております。

最後に、文部省の職員の内定員についてであります。国立学校の職員の内定員のうち、学年進行に伴うものなどにつきましては昭和四十二年度暫定予算に伴う文部省設置法の一部を改正する法律案で御審議いただくわけでありまして、それ以外の国立大学の学部、附属病院及び附置研究所の新設、国立高等専門学校の新設等による職員の増員並びに国立青年の家の新設等による職員の増員につきましては、本法案で御審議いただきたいと思ひます。この定員増によりまして文部省の職員の内定員は昭和四十一年度の九万八千六百三十三人に暫定予算に伴う分をも合わせ六千四百三十四人を加えることとなり、合計十萬四千四百九十七人になります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び

その内容であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案は、去る三月十七日予備審査のため付託されました。

それではまず、本法案の提案理由の説明を聴取いたします。三木外務大臣。

○国務大臣(三木武夫君) 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案におきまして、まず、外務審議官一人を増置することとしております。外務審議官につきましては、昭和三十五年以來すでに一人が置かれておりますが、特に最近において外交問題はますます複雑多岐にわたつて処理すべき案件が急増し、現在の外務審議官一人をもっては、どうしてこれを円滑に処理し得ない状況となつてきましたので、今般これをさらに一人増置し、重要な外交案件について外務大臣を補佐せしめんとするものであります。

次に近年、邦人の海外渡航は急増し、海外における邦人の活躍がますます盛んとなつておられます。これに伴い海外における邦人の保護に関する事務の量は著しく増加し、これらの事務のうち特定の地域に関連のないものを効率的かつ一元的に実施すべき要請が高まっております。改正法律案は、かかる情勢に対応いたしました。従来地域局で処理してまいりました海外における邦人の生命、身体及び財産の保護に関する事務のうち外交事務関係を除いて、大臣官房において一括して能率的に取り扱うこととしております。したがいまして、邦人の保護に関する事務でも特に地域的關係が密接で外交事務として処理することが適當と思われるものは従来どおり地域局の重要な任務の一つとして地域局で処理することとしており

ます。

また、これとともに、海外における邦人の身分関係事務、旅券関係及び査証関係事務も従来の中南米・移住局から大臣官房に移し、邦人の保護関係事務とともに、一体的に大臣官房において処理することとしております。

最後に、外務省職員の内定員増につきましては、特別職としてマダガスカル、ネパール、アイルランド及びニカラグアの大使四名及び一般職員四十八名、合計五十二名を増員することとしております。なお、附則において、他省庁から外務省に出向する職員のうち、大蔵省から二名及び警察庁から一名の分については、所要の規定の整備をいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

速記をとめてください。

(午前十一時十一分速記中止)

(午前十一時二十三分速記開始)

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

次に、国防衛に関する調査のうち、昭和四十二年国防衛庁関係予算に関する件を議題といたします。増田防衛庁長官。

○国務大臣(増田甲子七君) 昭和四十二年国防衛庁予算につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、組織、防衛本庁について申し上げます。昭和四十二年度の防衛本庁の歳出予算の総額は、三千五百七十五億一千二百七十七万二千円でありまして、これを昭和四十一年度の歳出予算額三千二百三十九億二千四百四十二万七千円に比べますと、三百三十五億八千八百三十四万五千円の

増加となっております。

このほか、国庫債務負担行為として、航空機の購入について三百億一千六百九十八万一千円、器材の整備について五百二十八億五千五百七十九万四千円、弾薬の購入について八十七億三千四百七十七万三千円、艦船の建造について六十億一千九百四十八万八千円、計九百七十六億一千八百四十九万二千円を計上し、さらに継続費として、昭和四十二年甲型警備艦建造費について四十四億五千六百六十一万四千円、昭和四十二年乙型警備艦建造費について三十二億六千八百三十三万三千円、昭和四十二年潜水艦建造費について六十一億七千五百三十八万五千円、計百三十八億三千八百三十三万二千円を新たに計上いたしております。

また、防衛本庁の昭和四十二年の職員の内定員につきましては、自衛官二十五万三千七百七十九人、自衛官以外の職員二万七千八百八十二人、計二十七万七千四百五十四人でありまして、これを現在の定員に比べますと、自衛官において四千二百七十八人の増、自衛官以外の職員において五十三人の増、計四千三百三十一人の増加となっております。

次に、防衛本庁の予算案の内容について申し上げます。

基本方針といたしましては、昭和四十二年度は、第三次防衛力整備計画の初年度として、第二次防衛力整備計画に引き続き防衛力の整備を一段と推進し、各般の施策を着実に実施することといたしまして、特に次の諸点に重点を置いております。

すなわち、まず、防衛意識の高揚をはかり、自衛隊に対する国民一般の理解を深めるとともに、隊員の士気を高揚し、かつ、自衛官充足対策の強化をはかるため、広報活動の強化、募集施策の推進、老朽隊舎等の改築、宿舍の増設、その他隊員の処遇及び生活環境の改善整備を強力に推進することとしております。

次に、第三次防衛力整備計画の初年度として同計画にのっとり自衛隊の装備の更新、充実、近代

化を促進することとし、陸上部隊装備の充実、艦船建造の推進、航空機の増強、弾薬の確保、ナイキ、ホーク関係部隊の整備、バツ建設の推進等に必要経費を計上することとしております。

また、研究開発につきましても重点事項の一つとして特にその推進をはかることとし、前年度に引き続き対潜飛行艇、中型輸送機等の開発を行なうほか、新たに高等練習機の開発等に着手することとしております。

以下機関別に内容を申し上げます。

陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして一千六百六十三億五千三百四十二万五千円、国庫債務負担金におきまして二百五十九億四千六百七十七万二千円となっております。

その主要な内容について申し上げますと、まず、職員の数ににつきましては、航空部隊等の整備に伴いまして自衛官一千五百人を増員することとし、これにより職員定数は、自衛官十七万三千人、自衛官以外の職員は二名の減で一万三千六百二十八人、計十八万六千六百二十八人となります。また、予備自衛官につきましては、六千人の増員を予定しておりますので、昭和四十二年度における予備自衛官の定数は三万人となります。

次に、装備品につきましては、戦車、装甲車その他の部隊装備品の更新、充実、近代化、ヘリコプター等航空機の購入による機動力の増強、ホーク装備品の調達等により防衛力の内容充実を一段と推進することとしております。

また、航空機につきましては、昭和四十二年年度において新たに小型ヘリコプター七機、中型ヘリコプター十機及び大型ヘリコプター六機の購入を予定しており、これにより陸上自衛隊の昭和四十二年度における保有機数は三百二十一機となる見込みであります。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして八百五十億八千二百七十八万八千円、国庫債務負担金におきまして三百九十八億四千三百二十八万七千円、継続費におきましては冒頭に申し上げたとおりであります。

その主要な内容について申し上げますと、まず、職員の定数につきましては、艦船、航空機の就役等に伴いまして自衛官一千六百二十八人、自衛官以外の職員五十五人を増員することとし、これにより職員定数は、自衛官三万六千五百九十一人、自衛官以外の職員五千三十五人、計四万一千六百二十六人となります。

次に艦船につきましては、新たに警備艦二千トン型一隻、同一千四百五十トン型一隻、潜水艦一千八百トン型一隻、掃海艇二隻、潜水艦救難艦一隻、訓練支援艦一隻、海洋観測艦一隻、支援船六隻、計十四隻、一万一千七百六十トンの建造を予定しております。これにより、昭和四十二年度末の保有艦船は、五百三十三隻、約十八万七千七百トンとなる見込みであります。

また、航空機につきましては、昭和四十二年年度において新たに対潜哨戒機十三機、機上作業練習機一機、対潜ヘリコプター六機、救難用ヘリコプター二機及び教育用ヘリコプター一機の購入を予定しており、これにより海上自衛隊の昭和四十二年度末の保有機数は二百五十四機となる見込みであります。

航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして九百四十八億九千四百三十二万五千円、国庫債務負担金におきまして二百九十三億七千七百九十九万一千円となっております。

その主要な内容について申し上げますと、まず、職員の定数につきましては、F104部隊の百里基地への展開、第二高射群、新編救難隊の新編及び自動航空警戒管制組織要員の増強等に伴い、自衛官一千五百五十人を増員することとし、これにより職員定数は、自衛官四万七千三百三人、自衛官以外の職員五千三百五十六人、計四万六千五百九十九人となります。

次に、自動航空警戒管制組織につきましては、既定の計画に基づいてその建設を推進し、ナイキにつきましても、その増強をはかるため、装備品の調達に着手することとしております。

また、航空機につきましては、昭和四十二年年度

において新たに救難用ヘリコプター四機及び救難用捜索機二機の購入を予定しておりますので、これにより航空自衛隊の昭和四十二年度末保有機数は一千二百九十九機となる見込みであります。

内部部局、統合幕僚会議及び附属機関につきましては、歳出予算におきまして百一億八千四百七十四万四千円、国庫債務負担金におきまして二十四億五千九百九十四万二千円となっており、職員の定数におきましては、昭和四十二年度の増員はなく、前年度と同様自衛官七十八人、自衛官以外の職員三千六十三人、計三千四百四十一人となっております。

次に、組織、防衛施設庁について申し上げます。

昭和四十二年防衛施設庁の歳出予算の総額は、二百三十三億五千八百六十一万五千円でありまして、これを昭和四十一年度の歳出予算額二百一十一億三千七百五十五万六千円に比べますと、二十二億二千九百九十九万九千円増加となっております。

このほか、国庫債務負担金として、提供施設の整備について三十億円を計上しております。

また、防衛施設庁の昭和四十二年の職員定員につきましては、現在の定員と同様三千三百八十七人でありまして、

次に、防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十二年の予算案の重点といたしましては、まず、基地の安定的使用を確保し、基地周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、前年度に引き続き、障害防止措置、騒音防止措置、飛行場周辺の安全措置、特に基地周辺整備助成措置の強化に配慮する等の諸施策の推進をはかることとし、駐留軍基地の移転を促進するため、基地対策関連経費の充実をはかることとしております。

次に、駐留軍要員の適正な労務管理をはかるため、離職対策の強化、健康保険組合の財政の健全化等の措置を講ずることとしております。

以下各項目別に内容を申し上げます。

施設運営等関連諸費につきましては、自衛隊及び駐留軍の基地対策関連経費百五十八億六千八百八十五万五千円を含めて百八十二億二千三百七十六万五千円となっております。

調達労務管理事務費につきましては、離職対策費一億一千六百四十九万二千円及び駐留軍要員健康保険組合臨時補助金七千万円を含めて十億三千七百五十五万九千円となっております。

その他相互防衛援助協定交付金四億円、防衛施設庁費三十六億九千七百二十九万一千円を計上しております。

以上をもちまして防衛本庁及び防衛施設庁の予算案の概略の説明を終わります。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で説明は終わりました。引き続きましていただいた説明についての補足説明を聴取いたします。大村経理局長。

○政府委員(大村経理君) お手元に防衛予算要求の概要という資料がございます。それをごらんいただきたいと思っております。

まず、第一ページに、防衛関係費の推移という表がございます。一番上に左から右にかけて昭和三十七年度から四十二年の欄がございます。一番左に防衛関係費以下の欄がございます。防衛関係費は四十二年度ただいま御説明申し上げましたように二百九十九億九千七百九十九万九千九百九十九円でございます。

上に二重ガッコして九百九十七億九千七百九十九円と数字がございます。これは国庫債務負担金及び継続費によりまして、この四十二年以降の後年度負担額でございます。防衛本庁費は三百五十七億五千万円でございます。防衛施設庁費等は二百三十四億四千九百九十九万九千九百九十九円でございます。左の欄にC分のAというのがございます。国民総生産に占めるところの防衛関係費の割合でございますが、〇・九三%でございます。二次防の平均が〇・九八でございますから若干下がっております。それ

から国民所得でございます。四十二年度は三十二兆五千億の見込みでございます。D分のAの欄をごらんいただきますと一・一七%でございます。二次防平均が一・二三でございます。これも二次防より若干下がっております。それから一般会計の歳出が四兆九千九百九十九億でございます。したがって、E分のAという欄で、一般会計に占める防衛関係費の割合が七・七%でございます。二次防の平均が八・一でございますので、これも二次防平均よりも割合が下がっておりますということでございます。

それから一枚飛ばしまして二ページをごらんください。歳出予算要求額、機関別内訳でございます。まず防衛本庁の中で、陸上自衛隊千六百六十三億五千三百万円、海上自衛隊が八百五十億八千万円、航空自衛隊が九百四十八億九千四百万円、小計三千四百六十三億二千八百万円でございます。防衛本庁の中で約九七%が三自衛隊の経費でございます。以下、内部部局以下、附属機関の経費がございまして、防衛本庁計が三千五百七十五億一千三百万円、そのほかに防衛施設庁が二百三十三億五千九百万円、国防会議が三千三百万円、合計で三千八百九億四千万円でございます。

次のページをごらんいただきますと、科目別内訳でございます。防衛本庁につきまして申し上げますと、まず人件費で、防衛本庁の中の人件費でございますが、千五百八十八億八千七百円でございまして、全体の経費の中で四四・四%を占めております。それから旅費が二十五億六千三百万円、庁費が八十七億六千二百万円、装備費が二十八億九千九百万円、弾薬費が百十五億二千六百万円、被服費が二十九億九千九百万円、医療費が二十六億四千九百万円、糧食費が百三十億七千八百万円、その他が四十億七千八百万円でございます。

それから研究開発費が五十三億五千七百万円、航空機購入費が百五十五億五千六百万円、施設整備費が百七十七億七千万円、艦船建造費が百六十九

億六千五百万円、施設整備等附帯事務費が四億三千七百九百万円、以上防衛本庁の合計が三千五百七十五億一千九百万円でございます。人件費のほかには被服費、糧食費、医療費等の人に伴う経費の合計が約五割を占めております。それから四の整備費とか五の弾薬費、それから航空機購入費、艦船建造費、施設整備費の合計額の全体に占める割合が四一%でございます。

次のページをごらんいただきます。次のページが防衛施設庁の科目別内訳になっております。防衛施設庁の人件費、事務費でございますが、一、二、三、四、五、とございますが、その科目別内訳でございます。その次が調達業務管理事務費十億三千八百万円、これは駐留軍労務者の管理経費でございます。

それから次の施設運営等関連諸費百八十二億二千四百九百万円、これが基地対策経費でございます。後刻詳細説明を申し上げます。それから相互防衛援助協定交付金が四億でございます。防衛施設庁の計が二百三十三億五千九百万円でございます。

その次のページをごらんいただきたいと思っております。国庫債務負担行為、ここに、この表に出ております金額は、四十三年以降の後年度負担額でございます。防衛庁予算の特色は、発注いたしまして納入までに数年を要するものが相当ございます。関係で、国庫債務負担行為をお願いしておりますのが相当多額にのぼっているのが一つの大きな特色でございます。まず陸上自衛隊関係が二百十四億八千万円でございます。そのうち航空機購入が三十一億九千九百万円、器材整備が百五十五億二千九百万円、弾薬購入が二十七億五千九百万円でございます。

海上自衛隊が三百六十八億五千二百万円、そのうち航空機購入が二百二十億八千九百万円、器材整備が八十七億三千九百万円、弾薬購入が十三億四千九百万円、艦船建造費が四十六億八千九百万円でございます。ここでお願いしておる艦船建造

費は比較的小艦艇の、二年で建造ができます関係のものでございます。三年以上かかるもの、大型艦艇は継続費のほうでお願いしております。

それから航空自衛隊が二百五十七億四千六百万円、うち航空機購入が十七億二千九百万円、器材整備が二百六億四千九百万円、弾薬購入が三十三億八千九百万円、それから技術研究本部、器材整備だけでございまして、十六億三千九百万円でございます。

次のページをごらんいただきます。以上合計いたしました、防衛本庁全体が八百五十七億一千九百万円でございます。そのうち航空機購入が合計いたしました二百七十億九千万円、器材整備四百六十五億四千万円、弾薬購入が七十四億八千九百万円、艦船建造が四十六億八千九百万円でございます。

そのほかに防衛施設庁につきまして、提供施設整備が二十八億九千万円でございます。以上合計いたしました八百八十五億一千九百万円でございます。次のページをごらんいただきたいと思っております。継続費でございます。継続費につきましては、政府予算におきまして、防衛庁の大型艦艇のみに認められている制度でございます。まず既定計画艦、これが三十九年から四十一年度までにお願いたしましたものでございまして、中ごろよりちょっと下に小計という欄がございます。既定計画艦の継続費総額が四百七十二億一千万円でございます。そのうち四十二年度の年割り額が百八十八億二千九百万円になっております。

新規計画艦、四十二年度の新規計画につきましては、甲型警備艦建造費が四十四億五千九百万円、うち四十二年度計上額が七億三千九百万円、それから乙型警備艦建造費が三十二億九百万円、うち四十二年度計上額が五億四千九百万円でございます。それから四十二年度の潜水艦建造費が総額六十一億七千九百万円、うち四十二年度計上額が十四億八百万円でございます。新規計画艦の総額は百三十八億三千九百万円、四十二年度計上額は二十六億九千九百万円でございます。既定計

画艦、新規計画艦合わせまして合計が六百十億四千九百万円、四十二年度計上額が百四十五億一千九百万円でございます。

次のページをごらんいただきます。次は定員要求の表でございます。左の欄に各機関別が、以下最後に合計の欄がございます。まず、四十一年度未予算定員でございます。合計欄をごらんいただきますと、自衛官が二十四万八千二百二十二名でございます。うち二千二百二十八とカッコしてございます。うちカッコは、予算定員としては二十四万八千二百二十二名計上してございまして、四十年、四十一年度におきまして、防衛二法案の未成立のために実行不可能になっておりますところの定員でございます。二千二百二十八名でございます。非自衛官が三万四千九百七十一名でございます。うち防衛二法関係によるものが五十四名でございます。計二十七万八千六百九十三名、うち防衛二法関係が二千八百八十二名でございます。さらにそのほかに四十二年増員要求いたしておりますのが、自衛官につきまして二千五百名でございます。そのうち陸上自衛隊が千五百名、海上自衛隊が六百五十名でございます。非自衛官がこれは一名とございますが、これが一名減らしまして、一名を外務省に向けてまして韓国の防衛駐在官に充てる予定でございます。以上四十二年度の増員をお願いいたしました、四十二年度末の予算定員は、自衛官につきまして二十五万三千七百七十二名、非自衛官が三万四千九百七十一名、計二十八万八千九百四十二名になる予定でございます。

次のページをごらんいただきます。四十二年防衛庁予算の重点事項でございますが、まず第一が防衛意識の高揚及び充足対策の強化でございます。そのうちのまず広報活動の強化、一般広報におきまして二億二千九百万円、募集関係広報におきまして八千九百万円、計三億一千九百万円でございます。二は募集施策の推進でございますが、募集経費が三億八千九百万円、地連の建てかえの経費が二カ所千九百万円、計四億二千九百万円でございます。

す。

次のページをあらういただきます。三、老朽隊舎の改築等、隊員の居住施設でございます。対象人員一万四千三百三十名、対象面積が約九万平方メートルでございます。金額が二十一億二千二百万円、前年度より相当減つてまいっておりますが、二次防期間すなわち昨年まで隊員の居住施設に重点を置きました。老朽隊舎の改築をはかつてまいりまして、はばその先が見えてまいりました関係で前年より減つてまいっております。したがって、重点はその次の、その他の施設、すなわち食堂とか、浴場とかあるいは教育庁舎等に重点が変わつてきておりまして、対象面積が三万六千六百平方メートル、金額は二十三億一千二百万円でございます。以上計で、合計いたしまして対象面積が十二万六千六百平方メートル、金額は四十四億三千四百万円でございます。

次の四、宿舎の増設でございます。特別借り上げ宿舎、すなわち共済組合の長期資金で建てましてそれを政府で借り上げたものでございますが、二千戸で借り上げが千五百万円、二の一般宿舎、一般会計予算で建てる宿舎でございますが、千四百十戸、十八億五千五百万円、計三千四百十戸、十八億六千六百万円でございます。

次の五、その他隊員の処遇及び生活環境の改善整備でございますが、一、諸手当の改善四千七百七十七万円、二、特殊糧食被服類の改善七千七百七十七万円、三、営舎内環境整備の促進、五億八千二百万円、四、営外居住の拡大、二曹、一曹になりまして、資格ができませんと営外居住ができませんと、営外居住資格者につきまして原則として営外居住を認めていくということでございます。五千七百七十人を予定しておりますので、二億四千五百万円。

五、昇任率の拡大、すなわち幹部とか曹の定数を増加していくものでございますが、四千七百二十人でございます。

六、職業補導施設の推進、三千九百万円。
七、帰郷制度の拡充、七千三百万円。帰郷制度は、北海道在勤の隊員につきまして年に一回郷里

に帰してやるという制度がございまして、最近までは中部以西でございまして、四十二年からは関東以西ということに予定いたしております。

以上、計十億六千三百万円でございます。六、自衛官の充足向上、その一、充足向上のための諸経費十三億一千三百万円でございます。充足率は、陸におきまして年度平均九〇%、海上自衛隊におきまして九六・五%、航空自衛隊におきまして九七%を予定しております。

次のページをあらういただきます。装備の充実近代化でございます。一、陸上部隊装備の充実でございます。まず、新規分でございますが、そのうち甲類、乙類とございますが、まず甲類でございますが、61式戦車が六十両、うちカッコとございまして、四十二年度中に取得できる内数の数量でございます。総額が四十三億一千八百万円、そのうち四十二年度の歳出要求額が七億二千万円。したがって、残りは後年度負担となりまして三十五億九千八百万円。それから60式装甲車四十八両、うち年度内取得二十四両。総額が十億一千六百万円、そのうち四十二年度歳出要求額が五億八百万円、後年度負担額が五億八百万円。61式大型雪上車十両、うち年度内取得が五両。総額が八千八百万円、うち四十二年度歳出要求額四千四百万円、後年度負担額四千四百万円。64式対戦車誘導弾発射装置二十チーム、うち年度内取得十チーム。総額が一億三千六百万円、うち四十二年度の歳出要求額六千八百万円、後年度負担額六千八百万円。60式百六ミリ自走無反動砲十両。総額が二億六千八百万円。後年度負担額二億六千八百万円。64式八十一ミリ迫撃砲五十門。総額四千九百万円。全部後年度負担でございます。62式七・六二ミリ機関銃二百丁。総額一億三千八百万円。総額は全部後年度負担でございます。64式小銃一万八千丁。総額十一億三千三百万円、総額後年度負担額でございます。その他が二千九百万円ほどでございます。

小計総額七十一億五千六百万円。うち四十二年

度歳出要求額十三億六千六百万円、後年度負担額五十七億九千九百万円でございます。

それから二の乙類でございますが、車両、総額二十五億三百万円、総額四十二年度歳出要求額でございます。施設器材、総額七億二千七百万円、全部四十二年度歳出要求額でございます。通信器材、総額二十六億九千九百万円、うち四十二年度歳出要求額二十五億五千三百万円、後年度負担額一億四千六百万円。その他、総額五億四千五百万円、総額四十二年度歳出要求額でございます。

乙類小計、総額六十四億七千四百万円、四十二年度歳出要求額六十三億二千八百万円、後年度負担額一億四千六百万円でございます。

したがって、新規分合計が総額百三十六億三千万円、四十二年度歳出要求額七十六億八千九百万円、後年度負担が五十九億四千九百万円でございます。

歳出化分でございます。これは、四十一年度に契約いたしましたので、その歳出化が四十二年度になるものでございまして、そのうち甲類が五十億三千九百万円、乙類が二億五千二百万円でございます。歳出化の合計が五十二億九千二百万円でございます。新規分と歳出化分の合計が、総額百八十九億二千九百万円、四十二年度歳出要求額が百二十九億八千万円、後年度負担額が五十九億四千九百万円でございます。

次のページでございます。艦船建造の推進でございます。まず、新規計画艦でございますが、四十二年度の甲型警備艦一隻でございます。二千トンでございます。総額は四十四億五千六百万円、四十二年度の歳出要求額は七億三千六百万円、したがって、差額の三十七億二千九百万円が後年度負担でございます。四十二年度乙型警備艦一隻、千四百五十トンでございます。総額三十二億七百万円、うち四十二年度歳出要求額が五億四千八百万円、四十二年度潜水艦一ぱい、これは千八百トンで、新型でございます。総額六十一億七千九百万円、うち四十二年度歳出要求額は十四億八百万円でございます。

四十二年度中型掃海艇、これは二はい分でございますが、二はい分が七百六十トンでございます。総額十九億五千九百万円、そのうち四十二年度歳出要求額が三億七千八百万円でございます。

次に、四十二年度潜水艦救難艇一ぱいでございます。千五百トン。総額十二億七千七百円でございます。四十二年度歳出要求額三億二千二百万円でございます。次に、四十二年度訓練支援艦一ぱい、二千トンでございます。総額は十七億二千四百万円、うち四十二年度歳出要求額が二億七千万円でございます。次に、四十二年度海洋観測艦一ぱい、千五百トン。総額十億五千九百万円、うち四十二年度歳出要求額が三億五千九百万円でございます。新規計画艦の小計八はいでございます。一万一千十トン、総額百九十八億四千九百万円、うち四十二年度歳出要求額は四十億一千九百万円でございます。

そのほかに四十二年度の支援艦につきまして六はい。これはカッコ六とございまして、六はい全部が四十二年度取得でございます。トン数が全体で六百九十六トンでございますが、総額三億二千九百万円でございます。

以上、新規分の計が十四はい、うち年度内取得六はい、トン数一万一千七百六トン、総額二百一億七千四百万円、うち四十二年度歳出要求額が四十三億四千九百万円でございます。

次に、既計画艦、すなわち三十九年度から四十二年度に計画したものがございまして、総括いたしまして、以上合計いたしました、一番下の欄にございますが、二十六はい契約することになります。そのうち年度内取得は十一はいでございます。トン数が三万五千六百八十六トン、総額六百八十五億九千万円、うち四十二年度歳出要求額百六十九億六千九百万円でございます。

次のページをあらうください。航空機の増強でございます。まず、新規分でございます。OH6A、新型の小型ヘリでございます。七機発注いたしまして、

年度内取得七機でございます。歳出要求額二億五千四百萬円でございます。HUIでございます。これは中型のヘリでございます。十機、歳出要求額五億九千九百萬円でございます。後年度負担額が十二億八千五百萬円でございます。V107、大型ヘリでございます。六機、歳出要求額五億二千五百萬円で、後年度負担十九億九千九百萬円でございます。それからP2Jでございます。これは海上自衛隊の使います対潜飛行機でございます。十三機でございます。歳出要求額六億五千二百萬円、後年度負担額百八十一億二千六百萬円でございます。

YS11、一機、歳出要求額一億七千八百萬円、後年度負担額九億二千八百萬円でございます。HSS2六機、これは対潜大型ヘリでございます。歳出要求額三億八千九百萬円、後年度負担額二十七億四千八百萬円でございます。S62、海上自衛隊用の救難用の中型ヘリでございます。二機、一機三千六百萬円、後年度負担額二億八千六百萬円でございます。バル47、大型ヘリでございます。一機、これは四十二年に発注、四十二年取得いたします。歳出要求額二千八百萬円でございます。MU2、これは三菱が開発いたしました国産の飛行機でございます。航空自衛隊で救難用に使いますが、二機発注いたしました。歳出要求額一億三千三百萬円、後年度負担額二億七千四百萬円でございます。V107、これも航空自衛隊の救難用の大型ヘリでございます。四機発注いたしました。歳出要求額四億九千三百萬円、後年度負担額十四億四千八百萬円でございます。

以上、新規、継続合わせまして合計百九機、うち四十二年取得いたしますものが六十一機、歳出要求百五十五億五千六百萬円、後年度負担が二百八十二億二千五百萬円でございます。

次のページでございます。弾薬の確保でございますが、陸上自衛隊が五十二億四千六百萬円、後年度負担額が二十五億三千七百萬円。海上自衛隊では二十六億五千三百萬円、後年度負担が十三億四千六百萬円。航空自衛隊が十九億四千九百萬円、後年度負担が八億三千八百萬円でございまして、合計九十八億四千八百萬円、後年度負担が四十七億二千九百萬円でございます。

次に五、地对空誘導弾(SAM)部隊の整備でございます。まずホークでございますが、既設分一億七千七百萬円、後年度負担が二億二千九百萬円で、新設分が三十四億一千六百萬円、後年度負担が八十四億一千八百萬円でございまして、計三十五億九千三百萬円、後年度負担が八十六億三千八百萬円でございます。

次にナイキでございますが、既設分が一億四百万円で、新設分は十四億二千九百萬円、計十五億二千九百萬円、後年度負担が四十億三千万円でございまして、以上、ホーク、ナイキ合計いたしまして五十一億一千八百萬円、後年度負担が百二十六億六千八百萬円でございます。

次のページでございますが、六、自動警戒管制組織(BADGE)建設の推進でございますが、三十九年度から計上してまいったバジジの予算につきましては、四十二年で終わるわけでございまして、六十四億七千五百萬円、後年度負担が十七億一千九百萬円でございます。

次に研究開発の推進でございますが、一、対潜飛行艇二十二億六千二百萬円。二、中型輸送機(CX)四億三千二百萬円、後年度負担が四億九千九百萬円、四十一年度、中型輸送機基本設計に着手いたしました。四十二年は詳細設計に入ることになっております。三、高等練習機(TX)二億、後年度負担が五億一千五百萬円、これが国産で、高等練習機の超音速練習機を開発するための基本設計の金でございます。四は、対潜哨戒機、これは四十一年度で開発完了いたしました。五は、G

M関係一億六千九百萬円。六、レーダー関係八千二百萬円。七、陸上装備関係三億二千九百萬円、

八、海上装備関係三億五千五百萬円、後年度負担三億七千九百萬円でございます。九、航空装備関係一億七千四百萬円、後年度負担が四千九百萬円。十、共通基礎関係五千九百萬円。その他維持費、器材費の関係が十三億三百萬円、後年度負担二億一千七百萬円でございます。以上、合計いたしまして五十三億五千七百萬円、後年度負担が十六億三千九百萬円でございます。

次のページでございます。施設の整備関係全体についてごらんいただきたいと思っておりますが、まず一般施設が三十一億六千四百萬円、航空施設十七億六千三百萬円、教育訓練施設が二十五億四千二百萬円、後方支援施設が八億五千三百萬円、研究開発施設が一億五千七百萬円、公務員宿舎施設が十八億五千九百萬円、その他十四億四千九百萬円、以上合計いたしまして百七十七億七千九百萬円でござい

以上、防衛関係の予算でございます。基地対策関係は防衛施設庁総務部長から御説明いたします。○政府委員(財満功君) 防衛施設庁より「昭和四十二年度基地対策経費の概要」について補足説明を申し上げます。

まず、基地周辺民生安定諸施策の推進についてでございますが、防衛施設周辺の整備等に関する法律の第三条に関するものでございまして、障害防止工事の助成等、昭和四十二年度におきまして九十二億一千三百萬円を御要求申し上げております。四十一年度予算は八十八億七千九百萬円でござい

ました。自衛隊等の射撃、爆撃その他の行為によりまして、農業、林業、漁業用施設、道路、河川等防風、砂防施設、水道等につきまして生ずる障害を防止し、または軽減するために、あるいは航空機等により学校、病院、保育所、診療所、特別養護老人ホーム等について生ずる著しい音響を防止し、または軽減するための工事に国の補助を行なうものでございます。その内訳をいたしまして、騒音

防止補助金は周辺整備法第三条第二項の実施に関するものでございます。昭和四十二年度におきま

て百六十六件、六十一億を御要求申し上げております。昭和四十一年度におきましては、百四十一件、六十億六千九百萬円でございました。

次に、その他障害防止事業等と申しますのは、周辺整備法の第三条第一項の実施に関するものでございます。昭和四十二年度におきまして百七十七件、三十一億一千三百萬円を御要求申し上げております。昭和四十一年度におきましては七十九件、二十八億四百万円でございました。さらに内訳をいたしまして、障害防止補助金六十一件、二十六億四百万円、道路改修等補助金二十九件、三億三千七百九十万円を御要求申し上げており、その他障害防止工事、道路つけかえ工事等を若干御要求申し上げておるものでございます。

次に、民生安定施設の助成とありますのは、周辺整備法第四条の実施に関するものでございまして、四十二年度要求額は十一億七千七百九十四万三千九百九十九円でございます。これは防衛施設の運営により、その周辺地域の住民の生活または事業活動が著しく阻害されていると認められる市町村がその障害の緩和に資するために、生活環境施設または事業経営の安定に資する施設の整備をはかる

とき国が助成するための補助を行なうものでございます。内訳をいたしまして、助成補助は四十二年度におきましては七十五件、八億五千九百萬円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては、三十五件、五億六千七百九十四万三千九百九十九円でございます。次に、道路改修等補助は、四十二年度におきましては四十五件、三億二千七百九十四万三千九百九十九円を御要求申し上げます。四十一年度におきましては三十五件、四億七千六百九十四万三千九百九十九円でございます。

次に、安全措置事業の促進とありますのは、周辺整備法第五条の実施に関するものでございまして、昭和四十一年度におきましては十四億四千二百萬円を御要求申し上げました。四十一年度におきま

しても十四億四千二百萬円でございました。これは自衛隊等の使用する特定の飛行場の周辺におきまして、住民のこうむる障害の軽減に資する

ため必要があるとき、国が一定の区域に所在する建物等の移転等の補償及び土地の買入れを実施するものがございます。その内訳といたしまして、移転あと地並びに農地買収は、昭和四十二年度におきましては十一件、九億八千三百万円を御要求申し上げております。移転補償等につきましては十件、四億五千九百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては、移転あと地並びに農地買収につきましては、十件、十億三千八百万円。移転補償等九件、四億四百万円でありました。

次に、損失補償の実施でございます。これは周辺整備法の第九条の実施に関するもの、それから特別損失補償法で駐留軍の行為によりまして損失を生じたもの及び漁業の操業制限に関する法律の実施に関するもの等を含んでおります。損失補償の実施といたしまして、昭和四十二年度におきましては五億九千一百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては五億八千四百万円でございます。これは自衛隊等の行為により農林漁業及び林業並びに船舶運航事業等、特定の事業に経営上の損失を与えた場合におきます補償その他漁業制限に対する補償等、各種の補償を実施することといたしておるものでございます。内訳といたしまして、いわゆる特別損失補償、四十二年度におきましては四十三件、三千万円を御要求申し上げておりますが、四十一年度におきましては三十二件、二千三百万円でございます。それからそのさらに内訳といたしまして、合衆国軍隊の行為により特別損失補償に関する法律、いわゆる特損法の実施に關しまして特別損失補償二十七件、一千九百万円を御要求申し上げております。さらに施設周辺損失補償といたしまして十五件、一千百万円を御要求申し上げておるものがございます。次に、漁業補償につきましては、いわゆる駐留軍に関する漁業操業制限の法律と、自衛隊法百五條によりまして自衛隊に関する漁業制限二つを含んでおりますが、昭和四十二年度におきま

しては三十九件、四億八千万円を御要求申し上げております。昭和四十一年度におきましては三十五件、四億六千七百万円でございます。その他雑件といたしまして、その他の補償が若干でございます。

次に、その他基地関連諸施策の充実でございますが、これは施設の移転集約を行なうというものでございます。昭和四十二年度におきまして九億九千五百万円を御要求申し上げております。四十一年度におきましては二億三千八百万円でございます。これは社会経済の発展に伴う地域開発上の要請によりまして、提供施設区域の配置を検討いたしました。急速かつ計画的に施設の集約移転を実施するというものでございます。その内訳といたしまして、提供施設の工事、八件、九億八千五百万円でございます。さらにこの件につきましては、国庫債務負担行為三十億を御要求申し上げてございます。これは横浜の住宅の移転に関するものでございます。四十一年度におきましては四件、三億二千三百万円と、国庫債務負担行為三十二億一千万円がございました。移転調査といたしまして、水戸の射撃場をどこかへ移したいということでその調査費を一千万円、四十二年度において御要求申し上げております。

次に、地方公共団体委託費でございます。防衛施設に關連する諸問題を円滑に処理するため施設取得事務の地方公共団体に対する委託費でございます。四十二年度御要求申し上げておりますのは四千万円でございます。これは四十一年度の予算額と同様でございます。

次に、提供施設借料の適正化でございます。土地の値上がりを見合うものを見込んで要求してあるものでございまして、昭和四十二年度におきましては、二十五億三千五百万円でございます。四十一年度は二十一億八千七百万円でございます。

度におきましても七千万円でございますが、これは基地労働者の対策といたしまして、駐留軍要員健康保険組合の特殊事情によりましてその継続給付に要する費用の一部を補助するための補助金でございます。

以上総計いたしました、四十二年度には、百六十億六千二百万円を御要求申し上げております。四十一年度は百四十五億七千四百万円でございます。比較増は、十四億八千八百万円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終わりました。本件につきましては、本日はこの程度にいたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時十七分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、法務局職員の一万名増員等に関する請願(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)

一、公共事業に従事する現場職員に現場手当を支給に関する請願(第八七二号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(第八八六号)(第九〇五号)

第八四九号 昭和四十二年四月七日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字亀首字 山川一 井上敏一外三十一名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

第八五〇号 昭和四十二年四月七日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

請願者 山口市宮野塚昌沖 波多野忠外九名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第八五一号 昭和四十二年四月七日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 静岡県清水市楠新田二一ノ三 岩本 本網枝外二十六名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第八六八号 昭和四十二年四月十日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 静岡市昭府町二七四 堀内浩外十九名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第八六九号 昭和四十二年四月十日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 山口市大字下小筋一、八二二 黒瀬 瀬寿之外十六名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第八七〇号 昭和四十二年四月十日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 千葉県佐原市佐原一、一七三ノ一五 小川 静江外九十六名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第八七二号 昭和四十二年四月十日受理
公共事業に従事する現場職員に現場手当を支給に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇 鹿見島 具議会議長 大坪 静夫
紹介議員 田中 茂穂君

公共事業の推進にあたる現場職員は、寒冷、酷暑、風雨のきびしい自然条件のもとで文化的、社会的恩恵にもぐまされず、ひたすら激務に従事しているが、近年の公共事業の急激な伸びにより事業量と職員数のアンバランスは、ますます拡大し苦勞は加重されるばかりであるから、このような職責遂行上の特殊性をもつ現場職員の待遇改善と勤勞意欲を高めるため、公共事業の推進にあたる現場職員に一月月額五千円の現場手当を支給されたい。

第八八六号 昭和四十二年四月十日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願

請願者 東京都町田市本町田四ノ一九ノ二 田村英男外二名
紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第九〇五号 昭和四十二年四月十三日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願

請願者 横浜市港北区高田町一、三五六 鉢呂源三郎
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第九〇九号 昭和四十二年四月十三日受理
松山郵政監察局の広島郵政監察局への統合反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市二番町四ノ七ノ二 宇都宮孝平外一名
紹介議員 堀本 宜実君

松山郵政監察局を広島郵政監察局へ統合することに反対であり、現行の機構を存続されたい。

理由 郵政省は、松山郵政監察局を廃止して広島郵政監察局に統合するとの郵政省設置法の改正案を今国会に提出したが、松山郵政監察局を広島郵政監察

局に統合すると、四国地方における郵政監察機能はあらゆる面で低下することは必至であり、このことは、全郵政監察機能の能率的、経済的運営の低下をきたすという事態をまねく。また、機構の改変に伴い、松山郵政監察局の所属職員に対する配置換えの問題が生じ、職員的生活設計に重大な影響をおよぼす。

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を

改正する法律案
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。
第三十二条中「左の」を「次の」に改め、同条

第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第五号中「前三号」を「前各号」に改める。
第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十五」に改める。
第三十七条中「七分分」を「十分分」に、「七分分」を「十分分」に改める。
別表第二の一の中表の部分を次のように改める。

区 分	日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
	甲 地方	乙 地方	甲 地方	乙 地方	
内閣総理大臣等 内閣総理大臣及び最高 裁判所長官		四、二〇〇円		一三、一〇〇円	四、八〇〇円
國務大臣等及び特命全 權大使		三、四〇〇円		一〇、五〇〇円	四、一〇〇円
その他の者		三、一〇〇円		九、五〇〇円	三、九〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者	二、五五〇円	二、四五〇円	八、三〇〇円	七、九〇〇円	三、六〇〇円
二等級の職務にある者	二、二〇〇円	二、一〇〇円	七、〇〇〇円	六、七〇〇円	三、〇〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	一、九〇〇円	一、八〇〇円	六、〇〇〇円	五、七〇〇円	二、六〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、六〇〇円	一、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、八〇〇円	二、二〇〇円

別表第二の一の備考中二を三とし、一を二とし、一として次のように加える。

一 この表及び三の表において國務大臣等とは、國務大臣及びその任免につき天皇の認証を要するその他の職員のうち國務大臣の受ける俸給月額に相当する俸給月額又は報

酬月額を受ける者をいう。
別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区分	内閣総理大臣		特命全權大使	その他	指定職の職務にある者	一等級の職務にある者	二等級の職務にある者	三等級の職務にある者	四等級の職務にある者	五等級以下の職務にある者
	権大使	その他								
鉄道百キロメートル未満	六三、四〇〇円	五七、六〇〇円	八三、二〇〇円	一〇四、四〇〇円	四六、一〇〇円	四一、八〇〇円	三七、四〇〇円	三五、三〇〇円	三三、一〇〇円	二八、八〇〇円
鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	一一四、八〇〇円	七五、六〇〇円	一一四、八〇〇円	一〇四、四〇〇円	六〇、五〇〇円	五四、八〇〇円	四九、一〇〇円	四六、三〇〇円	四三、五〇〇円	三七、八〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	一五〇、五〇〇円	一三六、八〇〇円	一五〇、五〇〇円	一〇九、四〇〇円	八三、五〇〇円	七五、七〇〇円	六七、九〇〇円	六三、九〇〇円	六〇、〇〇〇円	五二、二〇〇円
鉄道千キロメートル以上五百キロメートル未満	一九〇、一〇〇円	一七二、八〇〇円	一九〇、一〇〇円	一三八、二〇〇円	一〇九、四〇〇円	九九、二〇〇円	八八、九〇〇円	八三、八〇〇円	七八、七〇〇円	六八、四〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	二三三、六〇〇円	二二二、四〇〇円	二三三、六〇〇円	一六九、九〇〇円	一三八、二〇〇円	一五四、〇〇〇円	一三八、一〇〇円	一三〇、一〇〇円	一二二、一〇〇円	一〇六、二〇〇円
鉄道五千キロメートル以上一万キロメートル未満	二五七、四〇〇円	二三四、〇〇〇円	二五七、四〇〇円	一八七、二〇〇円	一六九、七〇〇円	一六九、七〇〇円	一五二、一〇〇円	一四三、三〇〇円	一三四、六〇〇円	一一七、〇〇〇円
鉄道一万キロメートル以上五万キロメートル未満	二八一、二〇〇円	二五五、六〇〇円	二八一、二〇〇円	二〇四、五〇〇円	一八五、三〇〇円	一八五、三〇〇円	一六六、一〇〇円	一五六、六〇〇円	一四七、〇〇〇円	一二七、八〇〇円
鉄道一万五万キロメートル以上二万キロメートル未満	三〇四、九〇〇円	二七七、二〇〇円	三〇四、九〇〇円	二二一、八〇〇円	二〇一、〇〇〇円	二〇一、〇〇〇円	一八〇、二〇〇円	一六九、八〇〇円	一五九、四〇〇円	一三八、六〇〇円
鉄道二万キロメートル以上	三二八、七〇〇円	二九八、八〇〇円	三二八、七〇〇円	二三九、〇〇〇円	二二六、六〇〇円	二二六、六〇〇円	一九四、二〇〇円	一八三、〇〇〇円	一七一、八〇〇円	一四九、四〇〇円

別表第二の三中「國務大臣」を「國務大臣等」に改める。

附則

- この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律

第一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号。以下本則において「法」という。）第三条第一項に規定する共済組合（以下「共済組合」という。）が支給する年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二条第一項第二号に規定する旧法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は

遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）に相当する年金については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年分における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第八十三号。以下「昭和四十年分改定法」という。）第一条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は第三項の規定により同条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金額）とした年金額を改定したものと改定する。別表第一において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用し

て算定した額に改定する。

2 前項に規定する年金のうち、昭和四十年分における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十四号）附則第二項第一項に規定するものに対する前項の規定の適用については、同項の規定による改定の基礎となる俸給とみなす仮定俸給は、同条第一項の規定に基づき改定された年金額の算定の基礎となつた仮定俸給（同項ただし書の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）とした年金額を改定したものと改定する。別表第一において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定

俸給とする。

3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金に相当する年金を受けける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、第一項中別表第一の仮定俸給とあるのは、「別表第一の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」として、同項又は前項の規定により算定した額とする。この場合において、当該年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受けける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金に相当する年金を受けける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その日の属する月の翌月分以後、これらの規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

（旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族年金の額の改定）
第二条 共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金に相当する年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下この条において「障害年金」という。）、公務による死亡を給付事由とする年金（以下この条において「殉職年金」という。）、又は公務による傷病を給付事由とする年金を受けける権利を有する者の公務による死亡を給付事由とする年金（以下この条において「障害遺族年金」という。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年改定法第二條第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は同条第四項にお

いて準用する同法第一條第三項の規定により同法第二條第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給に、旧法第九十条第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に、同じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乘じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項又は第四項において準用する前条第二項から第四項までの規定の適用を受けて改定された額が当該各号に満たないときは、昭和四十二年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
一 障害年金 別表第四に定める障害の等級に对应する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては四万三千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）
二 殉職年金 十萬二千円（七十歳以上の場合には十一萬九千円とし、六十五歳以上七十歳未満の場合及び六十五歳未満の妻、子又は孫の場合には十一萬一千円とする。）
三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の六に相当する金額

3 殉職年金を受けける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千円
二 扶養遺族が二人以上である場合 七千円
4 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について（昭和四十二年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）

第三条 昭和四十二年九月三十日以前に法の退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、昭和四十年改定法第三條第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた俸給年額（同条第二項において準用する同法第一條第三項の規定により従前の年金額をもつて改定された年金に、昭和四十年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じてそれぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七條第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（法第五十条の二第二項後段の規定については、昭和三十九年十月一日前に退職した者にあつては、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十三号）による改正前の同項後段の規定。次項において同じ。）を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける退職年金、減額退職年金又は遺族年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金を受けける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、同項の規定により算定した額（法附則第六條第六項又は法附則第十四條第二項（これらの規定を法附則第十七條

の二及び法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものにあつては、これらの規定の適用を受けなかつたものとして算定した額）に、その算定の基礎となつた俸給年額を十二で除して得た額で別表第二の上欄に掲げるものに対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を法第十七條第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（法附則第六條第六項及び法附則第十四條第二項（これらの規定を法附則第十七條の二及び法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を除く。）の例により算定した額のうちその計算の基礎となつた法附則第五條第一項各号に掲げる期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）に对应する部分の額を加えた額とする。この場合において、当該年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に依り、その額を算定するものとする。

3 法附則第六條第六項及び法附則第十四條第二項の規定は、前項の規定により算定された年金の額について準用する。この場合において、法附則第六條第六項中「第五十八條第二項第三号、前項又は附則第十四條第五項の」とあり、法附則第十四條第二項中「同項の」と及び「前項の」とあるのは、「昭和四十二年改定法における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第 号）第三條第二項の」と読み替へるものとする。

4 第一條第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第三條第二項及び第三項」と読み替へるものとする。
（端数計算）
第四條 第一條から前条までの規定により年金額

を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

(費用の負担)
第五条 第一条及び第二条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

2 第三条の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。
一 法附則第五条第一項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二 前号の費用以外の費用については、法第六十四條第一項並びに第六十六條第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。
(新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に関する経過措置)

第二条 公共企業体職員等共済組合法附則第四條第二項に規定する更新組合員(同法附則第二十六條第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員となつた者を含む。以下「更新組合員等」という。)であつた者(更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。)又はその遺族で、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第二十四條の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料(以下「軍人普通恩給等」という。)を受ける権利又は資格を取得したものが、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有していたときは、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外して、昭和四十二年十月分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、施行日から起算して百二十日以内、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額に相当する金額をその者又はその遺族に支給する。

3 前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、公共企業体職員等共済組合法第六十一條の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。
4 第一項の規定に該当する者が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。
第三条 更新組合員等が法律第五十五号附則第二十四條の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合には、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出

たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。
第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十一号)附則第七條第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第五十五号附則第二十四條の九の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの(附則第二條第四項の申出をした者を含む。)については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第二條第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

2 前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第五十五号附則第二十四條の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したもの(前条の申出をした者を含む。)については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

2 前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第五十五号附則第二十四條の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したもの(前条の申出をした者を含む。)については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

第五條 更新組合員等であつた者又はその遺族に於いて、当該更新組合員等であつた者の在職年又は組合員期間の計算につき元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)以下「昭和二十八年法律第五十六号」という。)第十條の二及び公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するときは、退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法及びこの法律の規定により、昭和四十二年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

附則第六條第六項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に、「又は子」を「若しくは子又は七十歳以上の者」に、「第十四條第四項」を「第十四條第五項」に改め、「法律第五十二條」の下に「以下「昭和四十一年法律第二十一号」という。」を加える。
附則第十四條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する者が七十歳以上の者である場合(その者が普通恩給である軍人恩給を受

三項の規定は、第一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。
この場合において、同条第三項中「退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族」と、「又は減額退職年金」とあるのは、「減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

4 施行日の前日において現に公共企業体職員等共済組合法の規定により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき昭和二十八年法律第五十六号第十條の二及び公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するときは、当該年金の年額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和四十二年十月分から、当該年金の年額を改定する。

(費用の負担)
第六條 附則第二條から前条までの規定により生ずる共済組合の追加費用は、公共企業体が負担する。
第七條 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第六條第六項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に、「又は子」を「若しくは子又は七十歳以上の者」に、「第十四條第四項」を「第十四條第五項」に改め、「法律第五十二條」の下に「以下「昭和四十一年法律第二十一号」という。」を加える。
附則第十四條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する者が七十歳以上の者である場合(その者が普通恩給である軍人恩給を受

たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。
第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十一号)附則第七條第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第五十五号附則第二十四條の九の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの(附則第二條第四項の申出をした者を含む。)については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第二條第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

ける権利を有する場合を除く。における退職年金の年額については、同項の規定により算定した金額が附則第四条第三項本文の規定を適用しないものとして昭和四十一年法律第百二十一号附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その金額を退職年金の年額とする。

別表第一

昭和四十年年度改定法別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年年度改定法別表第一の仮定俸給	仮定俸給
八、六〇〇	九、四六〇
八、八三〇	九、七二〇
九、〇四〇	九、九五〇
九、三三〇	一〇、二七〇
九、五一〇	一〇、四六〇
九、八四〇	一〇、八三〇
一〇、三二〇	一一、三五〇
一〇、八二〇	一一、九〇〇
一一、三一〇	一二、四四〇
一一、八二〇	一三、〇〇〇
一二、三一〇	一三、五四〇
一二、八一〇	一四、〇九〇
一三、一三〇	一四、四五〇
一三、四五〇	一四、七九〇
一四、三二〇	一五、二〇〇
一四、七八〇	一五、七八〇
一五、二一〇	一六、二六〇
一五、七二〇	一六、七三〇
一六、二三〇	一七、二九〇
一六、七九〇	一七、八六〇
一七、三六〇	一八、四八〇
一八、〇七〇	一九、〇九〇
一八、五〇〇	一九、八八〇
一九、〇八〇	二〇、三五〇
一九、六四〇	二〇、九九〇
二〇、七七〇	二一、六一〇
二一、〇六〇	二二、八四〇
	二三、一七〇

二一、九一〇	二四、一〇〇
二二、〇五〇	二五、三六〇
二四、三一〇	二六、七四〇
二四、九五〇	二七、四四〇
二五、五六〇	二八、一二〇
二六、四四〇	二九、〇八〇
二六、九五〇	二九、六四〇
二八、四五〇	三一、二九〇
二九、一九〇	三二、一一〇
二九、九六〇	三二、九六〇
三一、四六〇	三四、六一〇
三二、九七〇	三六、二七〇
三三、三六〇	三六、六九〇
三四、六〇〇	三八、〇六〇
三六、三七〇	四〇、〇〇〇
三八、一二〇	四一、九三〇
三九、二〇〇	四三、一二〇
四〇、二六〇	四四、二八〇
四二、三九〇	四六、六三〇
四四、五三〇	四八、九八〇
四四、九六〇	四九、四六〇
四六、六六〇	五一、三三〇
四八、八〇〇	五三、六八〇
五〇、九四〇	五五、〇三〇
五三、〇七〇	五八、三八〇
五四、四一〇	五九、八五〇
五五、八四〇	六一、四三〇
五八、六〇〇	六四、四六〇
六一、三八〇	六七、五三〇
六二、七八〇	六九、〇六〇
六四、一四〇	七〇、五六〇
六六、九〇〇	七三、五九〇
六八、一七〇	七四、九八〇
六九、六七〇	七六、六三〇
七二、四三〇	七九、六八〇
七五、四四〇	八二、九八〇
七六、九九〇	八四、六九〇
七八、四六〇	八六、三一〇
八〇、〇〇〇	八八、〇〇〇

備考

一 年金額の算定の基準となつてゐる昭和四十年年度改定法別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年年度改定法別表第一の「仮定俸給等」というの額が、八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に一〇〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

二 昭和四十一年年度改定法別表第一のうち、八、六〇〇円をこえ、一三、四五〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の昭和四十一年年度改定法別表第一の表の仮定俸給による。

別表第二

別表第一の仮定俸給	第一欄	第二欄
九、四六〇	八六〇	一、五九〇
九、七二〇	八八〇	一、六三〇
九、九五〇	九〇〇	一、六七〇
一〇、二七〇	九三〇	一、七三〇
一〇、四六〇	九五〇	一、七六〇
一〇、八三〇	九八〇	一、八三〇
一一、三五〇	一、〇三〇	一、九一〇
一一、九〇〇	一、〇八〇	二、〇〇〇
一二、四四〇	一、一三〇	二、〇九〇
一三、〇〇〇	一、一八〇	二、一八〇
一三、五四〇	一、二三〇	二、二八〇
一四、〇九〇	一、二八〇	二、三七〇
一四、四五〇	一、三一〇	二、四三〇
一四、七九〇	一、三五〇	二、四九〇

一五、二〇〇	一、三八〇	二、五六〇
一五、七八〇	一、四三〇	二、六五〇
一六、二六〇	一、四八〇	二、七四〇
一六、七三〇	一、五二〇	二、八一〇
一七、二九〇	一、五七〇	二、九一〇
一七、八六〇	一、六三〇	三、〇〇〇
一八、四八〇	一、六八〇	三、一〇〇
一九、〇九〇	一、七四〇	三、二二〇
一九、八八〇	一、八一〇	三、三四〇
二〇、三五〇	一、八五〇	三、四三〇
二〇、九九〇	一、九一〇	三、五三〇
二一、六一〇	一九六〇	三、六三〇
二二、八四〇	二、〇八〇	三、八四〇
二三、一七〇	二、一〇〇	三、八九〇
二四、一〇〇	二、一九〇	四、〇五〇
二五、三六〇	二、三〇〇	四、二六〇
二六、七四〇	二、四三〇	四、四九〇
二七、四四〇	二、五五〇	四、六二〇
二八、一二〇	二、五五〇	四、七三〇
二九、〇八〇	二、六五〇	四、八九〇
二九、六四〇	二、七〇〇	四、九九〇
三一、二九〇	二、八五〇	五、二七〇
三二、一一〇	二、九三〇	五、四〇〇
三二、九六〇	二、九九〇	五、五四〇
三四、六一〇	三、一四〇	五、八二〇
三六、二七〇	三、二九〇	六、〇九〇
三八、六九〇	三、三四〇	六、一八〇
四〇、〇〇〇	三、四六〇	六、四〇〇
四一、九三〇	三、六四〇	六、七三〇
四三、一二〇	三、八二〇	七、〇六〇
四四、二八〇	四、〇三〇	七、二六〇
四四、六三〇	四、〇三〇	七、四五〇
四八、九八〇	四、四六〇	七、八四〇
四九、四六〇	四、四九〇	八、二四〇
五一、三三〇	四、六七〇	八、三二〇
五三、六八〇	四、八八〇	八、六三〇
五五、〇三〇	五、一〇〇	九、〇三〇
五八、三八〇	五、三一〇	九、四三〇
		九、八二〇

五九、八五〇	五、四四〇	一〇、〇七〇
六一、四三〇	五、五八〇	一〇、三三〇
六四、四六〇	五、八六〇	一〇、八四〇
六七、五三〇	六、一三〇	一一、三五〇
六九、〇六〇	六、二八〇	一一、六二〇
七〇、五六〇	六、四一〇	一一、八七〇
七三、五九〇	六、六九〇	一二、三八〇
七四、九八〇	六、八二〇	一二、六一〇
七六、六三〇	六、九七〇	一二、八九〇
七九、六八〇	七、二四〇	一三、四〇〇
八二、九八〇	七、五五〇	一三、九六〇
八四、六九〇	七、七〇〇	一四、二四〇
八六、三一〇	七、八四〇	一四、五一〇
八八、〇〇〇	八、〇〇〇	一四、八〇〇
八九、六三〇	八、一五〇	一五、〇八〇
九二、九四〇	八、四五〇	一五、六三〇
九六、二五〇	八、七五〇	一六、一九〇
九七、八八〇	八、九〇〇	一六、四六〇
九九、五七〇	九、〇五〇	一六、七五〇

備考
別表第一の仮定俸給の額が、九四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一一〇分の一〇を乗じて得た金額（一一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一・五を乗じて得た金額（一一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三

別表第一の仮定俸給	率
五八、三八〇円以上のもの	一一・六割
五三、六八〇円をこえ	一一・三割
五八、三八〇円未満のもの	一一・三割
五一、三三〇円をこえ	一一・〇割
五三、六八〇円以下のもの	一一・〇割
四九、四六〇円をこえ	一一・〇割
五一、三三〇円以下のもの	一一・二割

三四、六一〇円をこえ	二三・四割
四九、四六〇円以下のもの	二三・四割
三四、六一〇円をこえ	二三・九割
三二、九六〇円以下のもの	二四・五割
二九、六四〇円をこえ	二五・二割
二九、六四〇円以下のもの	二五・七割
二四、一〇〇円をこえ	二六・一割
二四、一〇〇円以下のもの	二七・二割
二一、六一〇円をこえ	二七・五割
二一、六一〇円以下のもの	二七・九割
二〇、九九〇円をこえ	二八・三割
二〇、九九〇円以下のもの	二九・〇割
一七、八六〇円をこえ	二九・九割
一七、八六〇円以下のもの	三〇・六割
一四、七五〇円をこえ	三〇・九割
一四、七五〇円以下のもの	三一・三割
一四、〇九〇円をこえ	三一・三割
一四、〇九〇円以下のもの	三一・三割
一三、〇〇〇円以下のもの	三二・九割

別表第四

障害の等級	年	金額
一級	三	三八七、〇〇〇円
二級	三	三二二、〇〇〇円
三級	二	二五二、〇〇〇円
四級	一	一九〇、〇〇〇円
五級	一	一四七、〇〇〇円
六級	一	一一二、〇〇〇円

備考
一 障害の等級の区分は、昭和四十年年度改定法別表第三に基づいて大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところによる。
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「二二二、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

第九二五号 昭和四十二年四月十八日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 静岡県浜名郡新居町新居一、三二八 山口景司外二十四名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第九二六号 昭和四十二年四月十八日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（二通）
請願者 名古屋市中種区春里町三ノ三〇 高嶋広男外二十六名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第九八九号 昭和四十二年四月二十日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷一、二一六 阿南一徳外七十五名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第九九〇号 昭和四十二年四月二十日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市亀井野三、三二〇 宮崎明好外十三名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第九九一号 昭和四十二年四月二十日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 静岡県焼津市塩津四〇二ノ一 小長谷政明外十八名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第九二四号 昭和四十二年四月十八日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀町小矢部町二七二 高野俊平外十四名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第九二七号 昭和四十二年四月十八日受理
 元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(三通)

請願者 東京都日野市多摩平六ノ四五ノ二
 山本義三外二名
 紹介議員 柴田 栄君
 この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第九三〇号 昭和四十二年四月十八日受理
 年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険証の終身使用に関する請願(七通)

請願者 岐阜市本郷町四ノ二〇 末松亮三
 外八十九名
 紹介議員 千葉千代世君
 この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	二	二	日お伺い	お伺い
〃	三	七	また	ました
二	二	七	佐藤達夫	佐藤達夫君
三	一	七	いうな	いうような
〃	二	八	俵給	俵給
八	一	二	無視されき	無視され
二	四	二	練れば	練れば
三	一	九	標港	標準
五	一	末	破究	研究
六	二	三	俸仕	率仕
〃	四	七	法関心	無関心
元	二	六	遣った	違った
〃	三	六	しかり	しつかり

第一部

内閣委員会會議録第六号

昭和四十二年五月九日

【参議院】

昭和四十二年五月十三日印刷

昭和四十二年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局